

フェイクニュースとジャーナリズム論

大 石 裕

1. はじめに
2. マス・メディアの誤報と虚報
3. フェイクニュース現象
4. ジャーナリズム論にとってのフェイクニュース現象
5. 結び

1. はじめに

アメリカ大統領選挙でドナルド・トランプが勝利を収めた二〇一六年、この年を象徴する言葉として「ポストトゥルース」があげられた。その後、政治に対するメディアの影響を語る際、この言葉は様々な場面で使われるようになった。加えて、トランプ大統領は、政権批判を積極的に行う一部メディアの報道をフェイクニュースと呼び、それはアメリカのみならず様々な社会において、ジャーナリズムの問題として大きく取り上げられるよう

になった。⁽¹⁾

「フェイクニュース現象」については、トランプ大統領とマス・メディアとの対立構造として見なされることが多いが、それを象徴する出来事が二〇一八年八月に生じた。マサチューセッツのポストン・グローブ紙の呼びかけに応じて、全米四〇〇紙（週刊誌などを含む）を超えるメディアが、八月一六日に言論・報道の自由を訴える社説を二斉に掲載したのである（ただし、ワシントン・ポスト、ウォール・ストリート・ジャーナル、ロサンゼルス・タイムズなどの有力紙は、メディアの独立性の観点から不参加⁽²⁾）。

この模様は日本のメディアも大きく取り上げ、その背景についても、「物議を醸す発言の多いトランプ氏は批判を受けるのを嫌い、ニューヨーク・タイムズやCNNなど自身を批判的に報じる報道機関に『フェイク（偽ニュース）』とのレッテルを貼り、攻撃してきた。トランプ氏は支持者向けの集会でもメディア批判を繰り返し、こうした主張は支持者の間に浸透していた」（朝日新聞、八月一七日、夕刊）というように報道された。

さて、「客観的な事実が重視されず、感情的な訴えが政治の場面で影響を及ぼす状況」というのが、ポストトゥルースという言葉の最大公約数的な意味のようである。もちろん、こうした政治状況はどの国でも、どの時代にも存在してきた。事実を見つめ、理性的な判断を下す「市民（＝パブリック）」と対置される「大衆（＝マス）」という言葉は、近代の政治社会を論じる時には、ごく一般的に用いられてきた。従って、大衆という用語（あるいは概念）に代わって、ポストトゥルースという用語が用いられ、こうした状況に陥った人々を説明するようになったという言い方も十分可能であろう。

大衆を指導、説得、操作、さらには支配するのが、言うまでもなく政策過程に強い影響力を持つ政治エリートである。政治エリートは、近代社会においては新聞やテレビといったマス・メディアを用いて、すなわちマス・コミュニケーションによって大衆に対して日常的に影響を与えるというわけである。しかし、こうした図式だけ

で民主主義社会を語ることができないのは当然である。マス・メディアには社会的出来事について報道、解説、論評を行うジャーナリズムという機能が備わり、社会の内外の動きを大衆に知らせるだけでなく、政治エリートを監視し、批判するという重要な役割を果たすことが期待され、実際そうした機能を一定程度果たしてきたからである。また、マス・メディアを中心に世論が形成され、両者が一体となつて政策過程に影響を及ぼす可能性も存在し、それが民主主義の程度を示す重要な指標の一つと考えられてきたからである。

とはいえ、近代社会を振り返ってみるならば、こうした見解がそれほど強い説得力を持たないのは明らかである。マス・メディアのジャーナリズムに対しては、非常に厳しい見方がすでに数多く示されているからである。マス・メディアは重要な社会的出来事を報道しない場合があるのではないか（ジャーナリズムの「不作為」、報道する場合でも社会的出来事の一面しか切り取って伝えているだけではないか（作為的な報道）、虚報や誤報を数多く行っているのではないか、政治エリートと適切な距離を保って報道しているのか（例えば、日本では記者クラブの問題）、利益をあげるためのセンセーショナルな報道が目立つのではないか、といった批判がそれにあたる。

こうした批判を常に浴びながらも、それでもなおマス・メディアは社会において相應の役割を担ってきた。というよりも、民主主義の中心的な担い手として一定の機能を果たしてきたという評価を行うことも不可能ではない。日本新聞協会の「新聞倫理綱領」には、「新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならず、記者個人の立場や信条に左右されてはならない」という一文がある。日本の放送法第四条には、①公安及び善良な風俗を害しないこと、②政治的に公平であること、③報道は事実をまげないですること、④意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること、といった条文が明記されている。

マス・メディアのジャーナリズムは、多くの問題点を抱えながらも、通常は綿密な取材を通じた事実に基づく

報道を心がけていると評価できようが、ジャーナリズムが活動する場で、こうした倫理綱領や法律をそのまま実践することは困難であるし、不可能だとも言える（私見によれば、こうした認識はジャーナリズム論では共有されている。この点は後述する）。従って、これらの規定は倫理的な、あるいはそれに向けて努力すべき目標だという理解が一般的である。本稿では、ジャーナリズムに関するこうした認識を踏まえつつ、ポストトゥルースをめぐる政治状況に関して、主にフェイクニュースとの関連から論じることにした。

2. マス・メディアの誤報と虚報

ジャーナリズムとは一般に、社会的出来事に関する報道、解説、論評という一連の作業、およびそうした作業を担う組織を指している。こうした一連の作業のうち、もつとも基本的に位置するのが、言うまでもなく報道、すなわちニュースの伝達である。ニュースの制作過程については、「社会的出来事を選択と取材」↓「ニュースの素材」↓「編集と整理」↓「ニュースの伝達」という一連の流れとして捉えることができる。

フェイクニュースの問題に入る前に、ここではコミュニケーション過程としてのジャーナリズムという視点から少し考えてみたい。コミュニケーションという社会過程の基盤に、情報の伝達と交換という作業が位置するのは明らかである。同時に、この場合の伝達・交換される情報は常に正確であるとは限らない。デマや流言飛語、そして情報操作などは、ごく日常的に観察され、それゆえにこうした用語や概念は、ジャーナリズム論やマス・コミュニケーション論だけでなく、コミュニケーション論全般の問題として常に取り上げられてきた。

たとえ、出来事を正確に伝えているはずのニュースという情報の場合でも、どのような言葉や映像でその出来事が報じられるかによって、その意味や評価は大きく異なることがある。この点に、ジャーナリズムを論じる際、

一つの、しかしきわめて重要かつ大きな問題と困難さがある。事実に基づく正確な情報の伝達を使命としながらも、他方では事実によって構成される出来事の意味づけや評価という作業が、ジャーナリズムには必ずや伴うからである。

もちろん、これまでの誤報・虚報という問題については、こうしたジャーナリズム論とは別の位相で、あるいは異なる観点から論じられてきたと言える。というのも、ジャーナリズムの影響力の大きさに由来する社会的責任という立場からすると、誤った情報を伝達することそれ自体、厳しく批判されるべきという認識は、ジャーナリズム組織のみならず個々のジャーナリストの間でも広く共有されてきたからである（例えば、後藤 一九九六）。

ただし、誤報・虚報についてより深く検討してみると、そのような規範論では処理あるいは解決できない様々な問題が浮かび上がってくるのも確かである。誤報とは、結果的に誤った情報を社会に伝達するというきわめて広範な意味を持つ。他方、虚報は誤報の一種であるが、きわめて作為的であり、存在しない出来事それ自体を捏造し、報じることを意味する。すなわち虚報とは、ジャーナリストが功名心をはじめ様々な動機から意図的に誤った情報を社会に伝えることだとと言える。他方、情報源がやはり意図的に出来事を捏造し、ジャーナリストに伝え、それが結果的に虚報としての誤報となることもある。二〇一四年に日本社会で大きな問題となった朝日新聞の誤報問題のうち、原発事故をめぐる「吉田調書」の誤報あるいは虚報は前者に、慰安婦問題に関する「吉田証言」は後者に相当すると捉えられる³⁾。

虚報は論外としても、ジャーナリズムが結果的に誤報を行うことから完全に免れることは難しい。ジャーナリストの多くは、複数の情報源に当たり、多くの資料やデータを参照することで、可能な限り事実に基づく情報提供を心がけ、誤報を避けようとしている。それでも、前述したように、情報源から提供される情報の正確さの問題は常に存在する。特に、公的機関が情報を把握している場合にはこうした問題は残る。加えて、ジャーナリス

ムの側も他のメディアに先駆けてニュースを報道することを使命とする、言わばスクープ志向が強く存在することも、誤報を生み出す重要な要因となっている。というのも、スクープの場合、情報の秘匿性が高いことから、複数の情報源への確認作業を行うことは難しく、加えてジャーナリズムの組織内でも情報を知りうる人数が限られることから、この種のニュース制作に関与する記者や編集者の数が少数にとどまるのが常だからである。⁴

ちなみに日本のマス・メディアの場合、その社会的責任の大きさから誤報を行った時には、いち早く訂正することが求められている。日本新聞協会の「新聞倫理綱領」では「人権の尊重」という項目の中に以下のような記述がある。

「新聞は人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名譽を重んじプライバシーに配慮する。報道を誤ったときはすみやかに訂正し、正当な理由もなく相手の名譽を傷つけたと判断したときは、反論の機会を提供するなど、適切な措置を講じる。」

放送の場合には、以下に示すように「訂正放送」を行うことが定められている（放送法第九条）。

1 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から三箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。

2 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。

3 前二項の規定は、民法（明治二十九年法律第八九号）の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

こうした法制度的な取り決めのほかに、日本ではBPO（放送倫理・番組向上機構）が存在している。BPOの規約第三条では「本機構は、放送事業の公共性と社会的影響の重大性に鑑み、言論と表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的とする」ことが謳われている。

日本のマス・メディアに対しては、誤報や虚報を行ってしまった場合には、このように適切に対処することが法制度的に、あるいは倫理的な責任として求められているのである。

3. フェイクニュース現象

マス・メディアにとって、誤報や虚報を行うことは自ら提供する情報の信頼性を大きく損ねるだけでなく、その存在意義そのものが問われる重大な問題であることは当然である。ところが近年、周知のように、この種の問題は様相を大きく変えることになった。それをここでは、フェイクニュース現象と呼ぶことにする。

この現象が関心を集めるようになった第一の要因は、言うまでもなくインターネットの普及である。ただし、インターネットが本格的に普及する以前、一九六〇年代後半から、日本社会では情報化、あるいは情報社会という言葉や概念は、脱産業社会論とともにさかんに使われるようになっていた。政治の領域においても、当時はテレビの急速な普及とともに、マス・メディアの役割がますます増大し、注目を集めるようになっていた。その後、政治コミュニケーション論においても、「メディア政治」、「テレビ政治」、さらには「ワイドショー政治」といっ

た言葉が日常的に用いられるようになってきた。あたかも政治という領域の中心に、マス・メディア（特にテレビ）が位置するような印象を多くの人が持つようになってきたのである（大石二〇一七、参照）。

ところが、デジタル時代になり、インターネットやソーシャルメディアが急速に普及するようになり、メディア政治の意味合いも大きく変化してきた。こうした「ニューメディア」は、当初はマス・メディアに対抗するメディア、あるいはそれを補完するメディアとして捉えられることが比較的多かった。マス・メディアでは報道されない様々な出来事や意見が、新しいメディアを使って発信されるようになってきたからである。実際、政治エリートに反発する一般市民が、SNSを通じて集い、抗議の声をあげるといった運動も生じるようになり、世論形成の新たな道筋が開かれたという評価を行う論者も現れるようになった。

しかし、周知のように、事態はそれほど単純には進むことなく様々な問題が生じるようになった。公開性が著しく高く、誰でも情報の送り手になれるネット空間は、政治コミュニケーションの分野だけでなく、多くの深刻な問題を生じさせてきたからである。情報発信の機会、そして「発言の自由」を手に入れた一般市民は、無責任な情報、そして感情的な意見をネット上に掲載するようになった。これが社会に多くの誤報や虚報を流す大きな要因となってきた。

ちなみに、オンライン上で広く共有されるために捏造されるニュースだけをフェイクニュースと見なす論者もいる。この場合、フェイクニュースの多くはセンセーショナルな内容で、このニュースを流す目的は、広告収入を得ること、あるいは著名人、特定の運動組織や企業の信用を傷つけることとされている。しかし、このような理解よりも、マス・メディアを含めたより広範な意味でこの用語は用いられている。

加えて、こうした動きに対抗することを目的に、公的機関が様々な政策を打ち出す例も見られるようになった。なかでも積極的なのは欧州評議会で、この機関はオンライン上のフェイクニュースに対処するための方策をいく

つか打ち出しているが、その際の基本原則は以下のとおりである（欧州評議会ホームページ Digital Social Markets; Policy 参照）。

- ① 情報が生産・提供される手法の透明性の向上。
- ② 情報の多様性の確保。
- ③ 情報の信用性の確保。
- ④ 広範な利害関係者の関与による解決策の提示。

第二の要因は、ポピュリズム政治の問題と密接に関わっている。ポピュリズムとは一般的に、一般市民の欲望や要望に積極的に応えるパフォーマンスを通じて、政治的影響力を増大させようとするポピュリストによって担われる政治様式を指すと言えよう。ポピュリストによる統治については、以下の三つの特徴として要約されている（ミュラー 二〇一六―二〇一七、六）。

- ① 国家機構を乗っ取る試み。
- ② 腐敗および「大衆恩顧主義（クライエンテリズム）」（市民の政治的支持を物質的な利得や官僚の依怙蟲屑と交換し、市民をポピュリストのクライアントにすること）。
- ③ 市民社会を体系的に抑圧しようとする努力。

加えて、「ポピュリストはつねに、いわば仲介者を排除したが、市民と政治家との間の媒介手段としての複

雑な政党組織に可能な限り頼らないようにする。同様のことは、ジャーナリストとの関係を断ちたい欲求にも見られる」(同、四五)という指摘も行われている。⁽⁵⁾ 実際、トランプ大統領は共和党の主流派と距離を置きつつ、また既存の有力メディアではなく、ツイッターをさかんに用いて社会に向けて情報発信を行っているのは周知のとおりである。そして、前述したように、トランプ大統領は、そうしたメディアの報道をフェイクニュースと呼び、厳しい批判を加えてきたのである。

それに関連して第三の要因としてあげられるのは、社会の分断化という現象が次第に強まってきたことである。グローバル化の進展に伴う国際的な経済競争が激しくなるにつれ、社会の構成員の間で経済格差が拡大してきたことが一つの重要な要因である。特に、欧米社会では海外からの移民の増大がこの問題を一層深刻化させてきた。かつて、自らの意見や主張が取り上げられる、あるいはそれらを表明する機会が少なかった一般市民も、ネット空間を活用するようになったことが社会の分断化という傾向を加速させてきたと言われている。ネット利用者が、自らと同じ意見や主張が掲載されているサイトにアクセスし、それを読んだり、そこに書き込むことで、感情的な世論の増幅現象、すなわち「エコチェンバー」現象が生じる危険性も多くの論者によって指摘されるようになった。この現象に巻き込まれた人々は、自らの主張や意見とは異なる報道に対して、それをフェイクニュースと見なししてしまう傾向を有するのである。

こうした現象は、かつてマス・メディアが担ってきた国家社会における情報の共有という機能が減退してきたということも意味する。確かに、マス・メディアは同じ問題を集中的に報道し(メディアスクラム現象)、支配的世論を生み出すという傾向が強かったことから、ネット空間にはそれとは異なる世論形成の可能性を期待する見解もいまだに根強く存在し、実際、そうした観点からの調査研究も数多く行われてきたのは確かである。しかし、その一方で、社会の分断化が進み、世論の分極化が進展し、感情的な意見の発露の場としてネット空間が活用さ

れる機会が増大するにつれ、ジャーナリズム論あるいは政治コミュニケーション論は、これまでとは異なる諸問題に直面するようになってきたのである。

4. ジャーナリズム論についてのフェイクニュース現象

ジャーナリズム論は、こうしたフェイクニュース現象に関して、どのように対応するべきか。フェイクニュースがたんなる誤報である場合、ジャーナリズム論は既存の論議を参照しながら考察を行うことが可能であろう。まず指摘したいのは、すでに述べたように、ジャーナリズムの活動それ自体の中に、誤報を生み出す要因は常に存在するということである。もちろん、ジャーナリズムの社会的責任という観点からすれば、誤報は行うべきではないし、もし行ってしまった時には、速やかに訂正することは必要である。実際、メディアの報道だけでなく、政治エリートなどの発言内容に関する事実の検証、すなわち「ファクトチェック」という活動も行われるようになってきた（立岩⇨楊井二〇一八、参照）。

しかしながら、フェイクニュース批判、あるいはフェイクニュース現象は、より深刻な問題を突き付けている。前掲の全米四〇〇紙（週刊誌などを含む）を超えるメディアが言論・報道の自由を訴える社説を一斉掲載したことを取り上げた記事の中で次のように述べた日本の新聞がある。

「グローブ紙が掲載した世論調査によると、『ニュースメディアは民衆の敵か』との質問に回答者の約三割が同意し、トランプ氏の与党・共和党支持者に限れば『同意』は半数近くに上る。こうした風潮がトランプ氏の支えになっているのだろう。同氏はツイッターを通じて『フェイクニュース』メディアは『野党』だと述べて、全く反省の色を見せ

ていない。」(毎日新聞、八月一八日)

この記事に見られるように、社会的に広まったフェイクニュース現象は一般市民のジャーナリズム不信と連動し、その程度を高めているのである。この傾向は次には、報道それ自体がジャーナリズム組織、あるいは個々のジャーナリストが述べる主張や意見に対する不信を導くという一層深刻な問題を招くことになる。

しかし、ここで想起すべきは、ジャーナリズム論がこれまでニュースバリュー、あるいは編集という概念を用いながら、ニュースの制作過程について論じてきたことの重要性である。すでに述べたように、ニュースの制作過程は、「社会的出来事を選択と取材」↓「ニュースの素材」↓「編集と整理」↓「ニュースの伝達」という一連の流れとして捉えられるのであり、この過程ではニュースバリューに基づく出来事を選択、そしてニュースの重要度に関する判断という作業が常に行われている。加えて、出来事それ自体をそのまま報道することは不可能であることから、出来事の構成要素の編集という作業も必ず行われている。そうした作業は、むしろジャーナリズム組織、そして個々のジャーナリストの「価値」判断そのものである。ここで言う「価値」とは、そうした組織や個人が有する思想や理念を反映したものであることは論をまたない。この点を考慮するならば、「偏向」なき報道というのは存在しないことになる。

誤報としてのフェイクニュースは、確かに批判されるべきである。しかし、ジャーナリズム論、そしてマス・コミュニケーション論や政治コミュニケーション論は、ニュースバリューや編集という作業それ自体、そしてその結果生じる「偏向」報道をフェイクニュース現象と結びつけて論じることは厳に慎むべきなのである。一歩進んで言うならば、これらの研究は、「偏向」報道に対する批判が、フェイクニュースに対する批判とまったく異質なものであることを強く認識すべきであり、そのことを主張し続けるべきである。

さらに言うならば、「現実の社会的構築・構成」(social construction of reality)という観点に立つならば、フェイクニュース現象に関しては、違った論じ方を行うことはもちろん可能ではある(大石二〇〇五、参照)。というのも、ジャーナリズム論などでは、誤報やフェイクニュースを所与として、「現実」の社会的構築・構成の結果として生み出された「社会的現実」(social reality)についてこれまで論じてきたからである。

5. 結び

インターネットの普及は、既存のマス・メディアを中心とした旧来型のジャーナリズムの「特権」を脅かすようになった。かつてジャーナリストは、歴史の目撃者、あるいは立会人ということに誇りを持ち、時には危険をおかして取材を行い、ニュースを伝えてきた。ところが近年、事件や事故が起きた場所に居合わせた一般市民が、例えば被災者や難民たちが動画、写真、言葉でその状況をネット上に投稿するようになり、そうした情報が既存のマス・メディアで使われるケースも頻繁に見られるようになった。

インターネットが普及する以前、新聞は取材体制や陣容の厚さの点でジャーナリズムの中心に位置していた。その後、速報性という点で放送に遅れをとるようになった。新聞や放送(さらには通信社)といったメディアには、専門的な訓練や教育を受けた記者や編集者が存在してきた。ただし、インターネットを通じて事件や事故の現場から情報を伝え、さらに時にはそれに関する解説や論評を行っているのは、専門職業人としてのジャーナリストではない一般市民がほとんどである。

これまで述べてきたように、インターネットの時代になって、マス・メディアのジャーナリズムは危機を迎えている。人々は情報入手の手段としてネットにますます依存するようになると同時に、ネット上で自分の意見を

自由に述べるようになった。批判の矛先は政治エリートだけではなく、マス・メディアにも向かうようになってきた。また、前述の「社会の分断化」の傾向でも言及したように、政治問題や社会問題に関しては、自分の意見と似通ったネット上の主張にアクセスし、異なる意見に接する機会が減るといふ現象が目立つようになった。

こうした現象をジャーナリズム論の観点から再度述べるならば、公平・公正・中立・客観といったジャーナリズム組織や個々のジャーナリストの行動規範とは別に、ニュースバリューと編集という作業が伴うジャーナリズムの仕事というのは、そもそも偏向せざるを得ないことをジャーナリズム論は主張し続ける必要がある。インターネット時代のジャーナリズムをめぐって、ポストトゥルースやフェイクニュースといった用語や概念が飛び交う現代社会では、既存の理論やモデルを参照しつつ、ジャーナリズム論の再構成を行うことが急がれるのである。

(1) この問題に関しては、すでに多くの論稿が様々なメディアで公表されているが、その中で本稿にとって最も有益だったのは、伊吹(二〇一七)である。

(2) 米紙の主な社説の見出しに関しては、以下の記事が参考になる(毎日新聞、八月二三日朝刊)。

- ・ポストン・グループ(マサチューセッツ州)「ジャーナリストは敵ではない」。
- ・ニューヨーク・タイムズ(ニューヨーク州)「報道の自由にあなた方(国民)が必要」。
- ・ボルティモア・サン(メリーランド州)「メディアは大統領の圧力で後退しない」。
- ・ヒューストン・クロニクル(テキサス州)「国民の真の敵は? 報道機関ではない」。
- ・デンバー・ポスト(コロラド州)「私たちはただ、ジャーナリストとして信じることに立ち向かう」。
- ・タンパベイ・タイムズ(フロリダ州)「ジャーナリストは民主主義の友だ。敵ではない」。
- ・シカゴ・トリビュン(イリノイ州)「大統領、私たちは国民の敵ではない。政府を調査するのだ」。

(3) このうち「吉田調書」の報道に関しては、これを誤報と見なすのは適切ではないという見解も存在する。例えば

鎌田ほか編（二〇一五）、望月リファクター（二〇一八）を参照。

（４） スタープに関しては、私自身、以下のように分類したことがある（大石二〇一五、一七）。

① すでに多くのメディアが報道し、社会で話題になっている出来事や事件に関して、ジャーナリストが新たな「事実」を発見し、報じる場合。

② 出来事や事件それ自体が社会で知られていない段階で、ジャーナリストがその出来事や事件の重要性をいち早く認識し、報道する場合。

③ 過去の出来事や事件に関して、これまで社会で当然視され、常識となっていた見方を覆すような事実を発見し、報道する場合。出来事や事件それ自体が社会で知られていない段階で、ジャーナリストがその出来事や事件の重要性をいち早く認識し、報道する場合。この種の報道は、例えば調査報道、ニュースの特集枠、あるいはドキュメンタリー番組の中で行われることもある。

（５） ポピュリストによるこうした統治形態は権威主義体制と類似しているが、「ポピュリストの場合、自分たちのみが人民を代表していると主張することによって、自らの行為を正当化する」（ミユラー二〇一六〥二〇一七、四五）点に大きな違いがあることが指摘されている。

参考文献

伊吹淳（二〇一七）「ポスト真実 Post-truth の時代とマスメディアの揺らぎ―その構造的理解のために、米国大統領選

挙2016を事例として―」『放送研究と調査』二〇一七年一月号、三〇―六〇頁。

大石裕（二〇〇五）『ジャーナリズムとメディア言説』勁草書房。

大石裕（二〇一五）『メディアの中の政治』勁草書房。

大石裕（二〇一七）『批判する／批判されるジャーナリズム』慶應義塾大学出版会。

鎌田慧ほか編（二〇一五）『いいがかり―原発「吉田調書」記事取り消し事件と朝日新聞の迷走―』七つ森書館。

後藤文康（一九九六）『誤報―新聞報道の死角―』岩波新書。

立岩陽一郎 〓 楊井人文 (二〇一八) 『ファクトチェックとは何か』岩波ブックレット。
望月衣塑子 〓 マーティン・ファクラー (二〇一八) 『権力と新聞の大問題』集英社新書。
ヤン 〓 ヴェルナー・ミュラー (二〇一六 〓 二〇一七) 『ポピュリズムとは何か』板橋拓己訳、岩波書店。